

1 はじめに

「立岩」（豊橋市雲谷町字上ノ山 460 番）は、愛知県東三河遭難対策協議会（以下「協議会」といいます）が遭難救助に関するロープワーク等の知識技術の習得の場として、所有者である豊橋市より有償で賃借している岩場です。

したがってフォールしながら上手くなるスポーツクライミングの場としての利用は想定されておらず、賃借人関係者以外が、目的外で利用することは想定されておらず、**第三者の目的外での立入は 軽犯罪法等の法律に触れる恐れがあります。**

しかしながら 豊橋市から賃借した土地を、協議会及び地元山岳会が排他的に利用することは望ましいとは考えておらず、以上の賃借の経緯を了解し、本利用規程を遵守することを誓約した方に対してのみ、クライミングの場としての利用を許諾しています。

登録を希望される方は、別紙の「立岩岩登り登録申込書」を、事前に指定提出先に提出してください。

2 利用目的

- (1) 協議会、及びその各山岳団体による遭難救助訓練。その知識、技術の習得継承
- (2) 協議会、及び各山岳団体による岩場におけるロープワークなど安全確保や登攀に関する知識、技術の習得、継承
- (3) クライミングをスポーツとして楽しむこと（ただし、本規程を遵守し、「立岩岩登り登録申込書」を所定の要領で事前提出し、自己責任の周知と徹底を行うもとの利用）

3 利用にあたり遵守を求める条項

- (1) 滑落、落石の危険や支点の強度確認も含めすべてのクライミングに関連する事項の自己責任を徹底すること。
- (2) 熟練者の管理指導の下、又はロープワーク等の安全確保技術を習得の上利用すること。利用に当たっては、近接したルートに登攀者がいる場合は登攀をしないこと、下に人がいる場合は特に注意することなど、他の利用者の安全にも十分配慮すること。
- (3) 駐車に際しては可能な限り乗り合いで来た上、立岩の背後側に駐車すること、その際は他の車両の通行の妨げになる駐車は絶対にしないこと。
- (4) 協議会が豊橋市から賃借した占有部分（背後の駐車場から、水路の東側の森林）を通過し、指定の経路（ピンクのテープを木の枝等に設置）で岩場に行くこと。
- (5) 岩場への立入にあたり、火災の原因となるような物品を持ち込まず、またたき火やたばこの吸い殻など火災の原因となる行為を行わないこと。
- (6) 廃棄物汚物等は必ず自ら処理し持ち帰り、清潔な環境維持に努めること。
- (7) 警察、消防、自衛隊等の公的機関が訓練に岩場を利用する際は利用を控えること。
- (8) 岩場の現状変更を伴う行為は絶対にしないこと。
- (9) 事故が発生した場合自らの責任で消防警察に通報した上、当協議会にも報告すること。
- (10) 利用条件を違反した者は登録を抹消する。